

報告 10

変更契約の締結に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和元年9月3日

長与町長 吉 田 慎 一

専 決 処 分 書

平成31年3月8日議会において議決された長与町立小学校空調設備設置工事(2)請負契約について、請負契約の変更を行うので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

記

- 1 契約の目的 変更なし
- 2 契約金額 「136,582,200円」を
「136,112,400円」に変更
- 3 契約の相手方 変更なし

令和元年7月22日

長与町長 吉 田 慎

